

「玉梅花盦論篆」の依拠資料について

菅野智明

緒言

清末民初の能書家李瑞清（一八六七～一九二〇、字は仲麟、清道人、玉梅花盦道士などと号した）は、先秦古銅器の款識、所謂金文について書法面から系統的な研究を進めた先駆と言われ、金文書法に関する著に「玉梅花盦論篆」（以下「論篆」と略す）がある。この著は、後に付する清暉なる人物の跋に

丁巳冬日本人下平龍丘⁽⁴⁾。自其國來海上。從先生學書。先生每日書數語示之。逾月成論篆一卷。而龍丘去。遂輟作。

とあり、丁巳すなわち民国六年（一九一七）の暮か、翌年の初めには成立したと考えられる、李氏の唯一まとまった専論である。目下、この時期の碑学派書論の研究は、北碑の理論に焦点が当てられる傾向にあり、金文書法論たる「論篆」に関する研究は殆ど備わらない。だが、金文書法の受容が俄かに盛觀を呈したこの時期の書法思潮を探る上

で、「論篆」は更に着目されるべきであろう。

ところで、李氏が「論篆」を執筆した際、如何なる性質の金文資料に依拠したかという問題には注意を払う必要がある。特に当時の考証家たちが編んだ金文著録は、新器例の収録や款識の複写の精度の点で急速に進展しつつあったが、これらが「論篆」の賞讃の資として少なからず影響を及ぼしていたことは想像に難くない。この場合、金文著録が刻々と進歩を遂げる中で、どの時点の研究と関連を有しているかを検討することは、「論篆」の性格を窺う上で極めて重要であると思われる。小論では「論篆」考究の一環として、執筆の際の金文資料の問題、特に当時公刊された金文著録との関連を視座に据え、この著の成立過程の一端を明らかにしたい。

本節では考察に先立つて「論篆」の概要を述べることに

する。

既述の跋文から知られるように、「論篆」は、日本人下平氏のための片言隻句が一ヶ月余り積み重ねられて完成を見たのであつた。確かに「論篆」は、段落というよりは幾多の短文短条で構成されているが、相互の結び付きは強く、更に大きなまとまりを成す傾向にある。叙述の内容から見て、全体は大略三部に分けることが可能である。ここで、その三部を便宜上標題を掲げて示すならば、以下のようになる。

第一部 歴代書法における碑学と帖学の趨勢（冒頭から蘇靈芝への言及まで）

第二部 篆書の importance と歴代の篆書（「余書幼學……篆之妙也。」）

第三部 金文書法の書派・書流（「今日略言……」から最後まで）

第一部で碑学の正統性を説く李氏は、続く第二部で篆書、殊に金文への遡行を強調する。それを受けた最後の第三部では体系的な金文書法論が展開される。ここで李氏は金文を書法によって十派に分類し、各派に数種ずつその書法を代表する器例を掲出するとともに、若干の解説を施している。この解説で注意されるのは、その派の書法を受け

継ぐとされる北碑を支裔として掲げている点である。すなわち、書体の枠を越えて金文から北碑までの書法の流れを体系化しようという企図が見られるのである。ここに、従来の北碑を中心とした碑学派理論の影響が看取されよう。ところで、第三部に掲出される金文器例は六十九種に及び、また甲骨、石刻も若干含んでいる。ここでは、行論の便宜上、十派の名称と掲出例を示すことにする。⁽⁵⁾

一、殷派……龜版、牛骨、陳曼簠、居彝、拍盤（齊侯斂、齊侯盤、齊太宰歸父盤）⁽⁶⁾

二、周廟堂體……毛公鼎、頌鼎、頌彝、頌壺、石鼓文、督鼎△

三、齊侯罍派……齊侯罍、齊侯鑪、弭仲簠、叔夜鼎、邛君婦壺、庶父鼎

四、楚公鐘派……楚公鐘、孟鼎、小子師斂、天無斂、俞尊、嬰尊、遣尊、士告彝、墓卣、貉子卣、農卣、效卣、趙鼎、嗣士嗣斂、向彝、三家彝、效父彝

五、散氏盤派……散氏盤

六、克鼎派……克鼎、虢文公子鼎、虢季子白盤、曾白盤

七、禹攸比鼎派……禹攸比鼎、今田盤、不斂斂、豆閉斂、守斂、媿子斂、追斂

- 八、邵啓墓鐘派……邵啓墓鐘、居彝、鈦彝、鄧王鑄、鄭子壯鑄、陳曼鑄、陳純鑄、拍盤、王子印鑄（金述十八）、喪史鉢（同上）、中義彝（十七）、單子白鑄（同上）、宰猶士壺（十八）、周夢壺（十八）、子禾子鑄、九、大鼎派……大鼎、史頌敵、無專鼎、白伯虎敵、彖伯戎敵、爾皇父敵、趣尊[◎]、十、魯公伐郊鼎派……魯公伐郊鼎、その他……師寔敵、鼂原鑄、和鑄

二

前節で示した第三部を手がかりとして、本節では李氏が

「論篆」執筆の際に依拠した資料の実相について考察する。「論篆」の執筆に際し、賞識の上で有効であった資料として、次の二つのタイプが想定できる。⁽⁸⁾

A、李氏の私的収集か、或いは借覽によって過眼し得た原拓本

B、款識を原件どおり複写する金文著録

Aについては、李氏旧蔵の精拓が今日も確認できるものがあり、それらは賞識に一定の効力を發揮していたと考えられる。だが李氏が如何なる原拓を賞識していたか、現段階では資料の制約があつて全容を明らかにし得ず、「論篆」

との関連にも十分な検討を加えることができない。それに比してBの場合には、歴代の金文著録が今に伝わるために、器例に見ることく、一部に「(金述十八)」などと書名を明記して補足説明が加えられているものは、劉心源『奇觚室吉金文述』(光緒二八年刊・以下『奇觚』と略す)を指しており、一部ではあるが「論篆」がBに依拠していることは明らかである。

かかる状況に鑑み、以下の行論は先ず全てがBに依拠するとの仮定で検討を進め、その結果をもとにAについて考察するという手順をとることにする。

はじめに、「論篆」掲出の六十九例の金文と、「論篆」成稿までに公刊された歴代のBに所載する金文は、数の上でどの程度の一一致を見せるか、対照を試みた。その結果、最も一致数の多かったのは先に指摘した『奇觚』であり、魯公伐郊鼎以外の六十八例が皆『奇觚』に収録されていた。

これ程の掲出例が一致する状況からすると、「(金述十八)」等と補足のあつた六例のみならず、『奇觚』は掲出例の全般に関わっていたのではないかと想像し得るのである。ところで、「論篆」の掲出例がBに依拠するならば、掲出例の器の名称も依拠したBの表記に従うのが極く自然で

あるう。次に器の名称の点から、前の検討で密接な関連が予想された『奇觚』に焦点を当て、魯公伐郊鼎を除く六十八例を比較対照した。結果は次のようになる。

(一) 六十八例中四十六例が同一の名称で表記されている。

(二) 残る二十二例中十五例は、どの歴代著録にも見出されない「論篆」独自の表記である。(前節にて△印で表記)

(三) 最終的に残る七例が『奇觚』と一致せず、他の著録と同一表記である。(前節にて*印で表示)

結果(一)において四十六例という多くが同一器称であることをまず指摘しておきたい。その上で注目されるのは、この四十六例中十二例が、歴代著録中『奇觚』のみに用いられる独自の器称と同一表記である点である(前節にて○印で表記)。しかも、この十二例は王子申鑑などが属する邵啓鑑派以外に各派に散在している。これによつて、掲出例の全般にわたつて『奇觚』が関わつていたとされる積極的な証左が得られたわけである。

結果(二)での十五例は、異体字を用いているか、銘文中の文字を新たに追加して表記しているか、或いは器の分類を異にするなどの要因によつて、『奇觚』をはじめ歴代著録の

表記と差異の生じている例である。これらは、李氏の主観的な判断によつた表記か、或いは誤写と考えられ、直ちにこの十五例をもつて『奇觚』との関連を否定する例証とするわけにはいかない。そればかりか、邵啓鑑鐘、和鐘については、『奇觚』独自の器称である邵啓鑑鐘、呉鐘を異体に書き改められたものと見做し得、逆に『奇觚』との関連を裏付ける結果となつてゐる。

『奇觚』との関連に否定的なのは結果(三)である。ここでの七例について、(1)『奇觚』の表記、(2)『論篆』掲出例の表記、(3)『論篆』と表記が一致する金文著録(以下小論では、△印をもつてその著録の略称とする)を名々示せば次のようになる(次頁・表)。

これによつて、『懷米』など八種の金文著録にも、新たに『論篆』の資料としての可能性が見出されるのである。

以上、本節では「論篆」第三部における金文掲出例に着目し、特に歴代の金文著録との関連について、掲出数、器種の表記の点から検討を加えた。この結果、一部器例に依拠を明記していた『奇觚』が、掲出例の全般に関与していく可能性が指摘された。一方、『奇觚』以外の著録と器種の一一致する若干の器例が見られることから、『奇觚』の他に八種の著録との関連を予想し得た。

か、改めて検討する必要がある。

三

前節での検討を踏まえ、本節では『奇觚』以外に「論篆」との関連が予想された八種の著録について、その資料性を検討する。

齊侯壺	齊侯罍	曹載奎『懷米山房吉金圖』(道光一九・一八三年刊)
西寧鑪	齊侯鑪	吳采光『筠清館金石文字』(道光二二・一八四年刊) 吳雲『兩罍軒彝器圖釋』(同治一一・一八七年刊)
矢人盤	散氏盤	阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』(嘉慶九・一八〇四年刊)
不斂敵	不斂敵	『積古』 吳式芬『攢古錄金文』(光緒二一・一八九五年刊)
無車鼎	無專鼎	鄒安『周金文存』(民國五・一九一六年刊)
彖伯戎敵	彖伯戎敵	『積古』『攢古』 吳大澂『愬齋集古錄』(光緒二二・一八九六年自序)
師寰敵	師寰敵	『周金』『愬齋』 端方『匱齋吉金錄』(光緒三四・一九〇八年刊)
師寰敵	『周金』	『奇觚』以上の効果は期待できなかつたはずである。

ところで、『奇觚』以外の八種の著録が執筆の際に賞識されたのであれば、『奇觚』に收められずして、これら著録に収録される例が更に見出されて然るべきであろう。また、「論篆」掲出例中『奇觚』以外の著録と名称の一致した器例が極く僅かであることにも疑点が残る。このことから、八種の著録が「論篆」と如何なる結び付きがあつたのか

款識の複写を模写に依る点では、『懷米』『筠清』『兩罍』『攢古』も同様であるが、『積古』をはじめこれら五著は「論篆」執筆の際の直接的な資料と見做すよりも、むしろ執筆以前の李氏の学書過程において深く影響を及ぼしていだと考えられる。李氏は「論篆」中、自己の学書履歴につ

いて

余書幼學鼎彝。（學散氏槃最久。後學齊侯彝之屬。偏臨諸銅器。）

と述べている。ここでも『積古』『兩罍』などの記載器称を用いており、李氏が若くして當時公刊されていたこれら模写本著錄を検していいたことが予想される。ゆえに、「論篆」中僅かながら『奇觚』と器称が異なり、『積古』をはじめとした模写本著錄の器称に従うものは、李氏が古くからその器称で呼び続け、賞識・温習したものであり、敢えど『奇觚』の新称に従わなかつたものと解し得るのである。

次に、散氏盤の他不叢攷、彖伯戎攷、師寶攷の三例が共通して所載する『周金』に着目したい。「論篆」中には不叢攷について以下のような記述がある。
不叢鼎。此法尤多。如其中之𠂇字。其文似欹而不傾。又在叢邊左勢紵而右壁立。此可知一字之妙用。而全器之布白也。

ここで李氏は𠂇字が壁側にあることを述べているが、このことを判断するためには攷の外辺まで収められた拓本を見なければならない。『奇觚』本は外辺が剪断され、款識部分を中心に收めるため、𠂇の位置が壁側にあることは

予測し難い。それが『周金』本であれば、外辺を含めた拓が用いられているため𠂇字の壁側に沿っている状況が明らかに確認できる。また、『奇觚』に載らぬ唯一の器例である魯公伐郊鼎も『周金』に所載することから、『周金』は『奇觚』の欠を補う有力な資料たり得たことが知られる。

しかし、「論篆」と『周金』との積極的な関連を示す例は、既述のように極めて稀少である。これには『周金』の刊行事情が与っていると見られる。『周金』は姪仏陀編『藝術叢編』の一として、その第一集に卷一「鐘屬」が民国五年（一九一六）に上梓され、以降毎巻統刊を重ね、最終巻が刊行されるまでに五年を費している。⁽¹²⁾したがって、李氏が「論篆」を執筆する際の『周金』は器種が限定された状態にあって、広汎に及んだ賞識はできなかつたはずである。この事実と、「論篆」との関連を示す積極例が乏しい状況を踏えるならば、執筆当時未完結の『周金』は、扱われたとしても『奇觚』の裏付けとしての補助的なものに過ぎなかつたであろう。すなわち、『周金』と『奇觚』と対等に併用しようという意図が李氏に存していたとは認め難いのである。

ただし、唯一の例外に先に指摘した魯公伐郊鼎がある。これについて「論篆」では、

此鼎文邈峭冷雋。無一筆不險絕。無一筆不平正。所以大難。一時難舉其副。

として、類例を他に掲出できないこの書法の独自性を評価しており、この器を一派として定立させる必要があつた点を考慮しなければならない。

続いて史寰畠において器称の一一致の見られた『匱齋』との関連について検討したい。『匱齋』が刊行された時期と前後して、李氏はこの著の編著者である端方と金石書画を通した交流があつたため、李氏が端氏から直接『匱齋』を示された可能性は大きい。しかし、この著録所収の器例は書法を賞讃するに足る規模の器例が少なく、拓本も紙面の都合で部分掲載にするなどの難点がある。『匱齋』と「論篆」の掲出例は、数の上でも僅か三点しか一致しないことから、李氏がたゞえこの著録を閲していたとしても、「論篆」の執筆に際しては殆ど影響されなかつたことが知られるのである。

最後に『憲齋』に着目しよう。「論篆」には、

據吳清卿中丞考之、爲楚器

という記述も見られ、これは吳大澂（字は清卿）の金文著録中唯一『憲齋』に叙述される内容を踏えたものである。故に、器称に一致する例が見られることと併せて叙述内容

の面からも、李氏が『憲齋』を資とした可能性が指摘できる。ところが、『憲齋』の初稿は実際には公刊に至らず⁽¹⁵⁾、事実上一般に公刊されたのは、民国七年（一九一八）の上海における改訂稿であった。それ故、改訂版を資料とすると見れば執筆時期の点で無理があり、また、改訂版を公刊する過程で、例えば改訂版の題簽揮毫者である呂昌碩のごときを介して仮に初稿本を目指し得たとしても、それを借りて執筆の際に手元に置いて活用するまでには至らなかつたであろう。このことから、『憲齋』が有力な資料であつたとは言えず、「論篆」との掲出例の一一致数が三十九例で、『憲齋』独自の掲出例が見出し得ないことも、この見解を裏付けているようである。上述の吳氏の言及を踏まえた記述は、おそらくは改訂出版の過程において李氏が知見した内容が反映したものと解され、この記述によつて『憲齋』が「論篆」の直接的な依拠資料であると直ちに見做すことはできない。

以上、本節では「論篆」の資となり得る八種の金文著録について検討を加えた。その結果、これらの金文著録は、款識の複写の精度や掲出器例の質、そして公刊時期の点において『奇觚』に相当する程の条件が備わらず、「奇觚」と対等に活用された可能性が極めて低いことが明らかにさ

れた。

この結果から以下の推測が可能であろう。すなわち、李氏は「論篆」掲出例を選定する際にあくまで『奇觚』に直接依拠していたが、他に過眼した著録の影響によって、『奇觚』を目睹しながらも若干の器例が恣意的に書き改められた、と推測し得るのである。この推測に妥当性が得られるためには、『奇觚』独自の器称に依る掲出例が「論篆」全般に散見されるという事例の他に、更に直接的な依拠資料であったことを示す積極的な証左が必要とされる。更にまた、Aの場合からの再考も併せてなされなければならぬ。

四

本節の検討では、「奇觚」と「論篆」の関連について、掲出器例の配列順序に目を向けてたい。「論篆」では十派の大部分が派の名称に代表器例の名を冠し、各派ともその代表器例が筆頭に位置している。それを受けて次席以降の配列順序にも李氏の基準が関与していると考えられる。ところが、楚公鑑派の場合、此派鼎彝至多。實難殫述。

と記されたように、掲出された十七種の他にも枚挙しきれ

ない程の器例が存していたことが窺え、この点からこの十七種は、李氏の価値基準によつて厳密に選定され、周到に序列づけられたというより、何らかの別の基準によつて機械的に並べられた可能性が強い。その別の基準と目されるのが、すなわち『奇觚』である。試みに楚公鑑派器例十七種に、各々『奇觚』における所載の巻・頁数を付してみると次のようになる。

楚公鑑	九・三	貉子卣	六・一四
孟鼎	二・三四	農卣	六・一五
小子師敵	三・二〇	效卣	六・一五
天無敵	四・一	趙鼎	二・七
俞尊	五・一二	嗣士嗣敵	一七・一二
巽尊	五・一六	向彝	一七・一三
遺尊	五・一三	三家彝	一七・一四
士告彝	五・一七	效父彝	一七・一三
羣卣	六・一三		

このうち羣卣から效卣までは、『奇觚』において一器例を除いて連続して掲載されているものであり、嗣士嗣敵から效父彝までも『奇觚』では連続して掲載されている。「此派鼎彝至多」ために、『奇觚』において偶然この派の器例が集中した部分を、李氏は『奇觚』の順序どおりに掲出し

たわけである。また邵啓鑑派では、既述のように『奇

觚』巻十七・十八の器例が集中的に掲げられ、これらの器例も『奇觚』の配列に準じたことを示唆している。

このように、「論篆」は掲出例の配列の上でも『奇觚』に依つていることは明らかであり、前章までの掲出数や器種の比較検討の結果を踏まえるならば、『奇觚』を「論篆」第三部全般に關わる直接的な依拠資料と見做すことに、もはや疑念の余地はあるまい。

ここでAの場合、すなわち私集か借覽によつて過眼し得た拓本が「論篆」の資料となつた場合について考察しなければならない。だが、Aが『奇觚』と同様に全般的な依拠資料であつたことはまずあり得ない。たとえAが掲出例数を満たしたとしても、器の名稱や掲出例の配列順序という点で、『奇觚』より更に密接な関連を有しているとは思われないのである。おそらく李氏の私集・借覽本は、『奇觚』が海内の拓本を広く收めているのに比して、一定の限界があつたのであらう。ゆえに、Aは『奇觚』を部分的に補佐する上で有効であつたと解され、特に『奇觚』以外の器種を用いた若干の器例については、Bの影響と見る他に、Aに依拠した器例が含まれているとも想像し得る。

Aが部分的に資料たり得たとする有力な事例として、魯

公伐鄒鼎があげられる。

既述のように、「論篆」が脱稿されるまでに公刊された著録では、『周金』が唯一この銘の全容を掲載している。

しかし、李氏は『周金』の拓とは異なる別系統の拓本を目睹していた可能性が強い。その拓は「論篆」執筆中から胡光輝によつて考証が開始された『金石蕃綿集第一』に掲載されているものと思われる。実は、胡氏は民国六年より李氏の家に寄宿しており、この著録は李氏の監修のもとに考証が進められたのであつた。⁽¹⁵⁾したがつてこの著録の魯公伐鄒鼎も、「論篆」が脱稿されないうちに胡氏を介して李氏に過眼されたはずであり、「論篆」の報筆に資したと考えられる。

以上、本節では『奇觚』が「論篆」掲出例と配列の上でも密接な関連を有することから、『奇觚』が「論篆」の直接的な資料であつたことを指摘し、併せて私集の拓本は『奇觚』の補足資料に留まつたことを示した。

結語

小論では、「論篆」執筆の際に依拠された金文資料について、特に公刊の金文著録との関連に着目して検討を加えた。その結果は以下のとおりである。

一、『奇觚』が「論篆」の金文資料として中心的な位置を占め、全般にわたる直接的な典拠となつた。

二、他の金文著録、及び私集の拓本は、器例の収集規模、款識の複写の精度、公刊時期のいずれかの点で難があり、『奇觚』ほど十分に活用されなかつた。

ここで、この結果の意義について考察したい。まず注目されるのは、『奇觚』が一定の収録器数を満たす金文著録としては初の拓本影印本であつたことである。従来金文の拓本を広く有していたのは一部の古銅器収蔵家か考証家に限られていた。例えば『廣藝舟雙楫』(光緒一五年序)執筆時の康有為は、潘祖謙や盛昱など著名な収蔵家から直接蔵本を示されたことによつて初めて金文を広く過眼し得たのであつた。ここで康氏は、金文は別に専門家が扱う領域である、と結論づけているが、反面それは、当時金文の拓本が一般的に入手し難く、書法面からの賞識も十分に行えない状況にあつたことを表明しているようにさえ思われるのである。ところが、『奇觚』の公刊によつてそれらの拓本は精彩さを欠くことなく一般に提供された。それまで私集・借閱の拓本か模写本の著録に依る他はなかつた李氏も、『奇觚』が公刊されて一挙に広汎にわたる拓本を精査し得、「論篆」に繋げることができたわけである。この事實

は、清末民初における金文書法の受容が、原拓影印本金文著録の公刊によつて大きな推進力を得たことを物語る証左として、極めて重要な意義を有するものであろう。

ただし、『奇觚』はそれ以降も進展を遂げる数々の金文著録から見れば、未だ途上の段階にあることも銘記されなければならない。器例の収集規模の点で『密齋』や『周金』に及ばないというのみならず、特に指摘されるべきは、『奇觚』は一部に翻刻本を収めているという点である。このことは、書法研究の資料としては重大な欠陥と言わざるを得ず、原拓に依らないこれら器例のために、「論篆」の普遍妥当性も問われることになる。今後の検討課題として、翻刻本と原拓の書法上の差異について逐一対照することが要求される。

以上、「論篆」の依拠資料への着眼によって、この書論の性格や成立事情も、その一端が明らかにされたと思われる。この結果を踏まえ、今後は碑学派書論の展開におけるこの書論の意義について、更に考察を進めたい。

注

(1) 侯鏡昶「先秦書藝略論」及び「書學家李瑞清」(ともに侯鏡昶『書學論集』一九八二年刊所収)

(2) 東南大学国学研究会編『國學叢刊』第二卷第四號（民国一四年）所收。なお李瑞清著・蔣國榜編『清道人遺集』（民国二〇年後序）には同稿が、「玉梅花盦書斷」として収録されるが、

「論篆」本とは多少の異同があり、一部箇所は李氏没後に改訂された可能性もある。小論での考察は全て「論篆」本に基づき、引用もこれを底本とした。

(3) 未詳。李氏の門弟と思われる。

(4) 未詳。柳壁嘉「清道人傳」（『清道人遺集』佚稿・傳所収）に

日本人聞風渡海。請業者踵相接。

とある。

(5) 掲出例中の。△印は第二節での検討の便を図り、著者が記したものである。また、「金述十八」等の補足説明は原文記載のものであり、これは劉心源『奇觚至吉金文述』（光緒二八年）の略称と見做し得る。

(6) 陳曼簠、居彝、拍盤は殷派の支派として扱われ、また郎啓、臺饗派にも重複して掲出される。また（）の器例は、殷派の解説文中に指摘されたものである。

(7) 十派の解説を終えた後に、追って言及された金文である。

(8) A、Bの他に古銅器自体を賞識する方法や款識法帖に依る方法も想定し得るが、約七十にも及ぶ器例は過眼し得ないものと見て、これらの賞識の方法については今回の検討から除外した。

(9) 北京市文物事業管理局蔵の毛公鼎拓本は、李瑞清旧蔵の初

出拓とされている。中華書店・北京市文物事業管理局編『中國書法名品展』（一九八八年）歴代碑帖の部参照。

(10) 「論篆」掲出例が一器例でも収録されるB系統の金文著錄は二十七種に及んだ。『奇觚』に次いで『櫟古錄金文』『周金文存』が五十余りの一一致を見せたが、他の殆どは一致数が半数に満たない。

(11) 台北故宮博物院蔵・李瑞清「篆書中堂」（周窯画の臨書）に周窯画。筆瀧宏達。璫即跡。與種南永蘇同。阮釋福非也。とあり、阮氏の『積古』における积文を参照していたことが知られる。

(12) 『周金』の刊行の経緯については、民国十年（一九二一）廣倉學齋印行本（單行本）『周金』における鄭安の跋を参照。

(13) 「陶齋尚書藏座鶴銘跋」をはじめとして、『清道人遺集』中には端氏の蔵本に関する記述が散見される。これらは、端氏が兩江總督、李氏が兩江師範学堂監督の職にあった、光緒三年（一九〇六）から宣統元年（一九〇九）頃の記述と考えられる。(14) 『急齋』第十六冊散氏盤の条に

文字多奇字。不類成周齊魯。其荆楚之雄風。

とある。

(15) 『急齋』の刊行の経緯については、民国七年（一九一八）上海涵芬樓影印本『急齋』における王同愈の跋を参照。

(16) 「論篆」中に

余欲著一書。以各國分派。見書未成。囑門人胡光輝爲之。正在考定商酌時也。

とある。

- (17) 『廣藝舟雙楫』(光緒一五年序) 卷二・說文第六
- (18) 『奇觚』所収の先秦金文は三百八十七器、『周金』の場合は五百四十五器、『簋斎』の場合は千二十九器を数える。
- (19) 王國維・羅福頤『三代秦漢金文著錄表』(民国二十年序)は、『奇觚』と『論篆』掲出例の一一致する六十八例中六十七例を收録し、うち二十八例を翻刻本、一例を偽器としている。なお、この中には複数の同名異器が含まれているが、この場合いづれか一つが翻刻本である場合には、それを一例として数えた。

(筑波大学大学院)